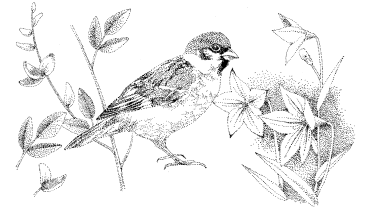


東京合同法律事務所

東京合同法律資団

東京都港区赤坂2丁目2番21号
永田町法曹ビル
TEL03(3586)3651 FAX03(3505)3976
https://www.tokyo-godo.com/

東京合同法律事務所 ニュース



作：ジャン・シモン・バルテルミー



ゴルディアスの結び目

ゴルディアスの結び目は、マケドニアのアレクサンダー大王にまつわる逸話です。この逸話は、手に負えない難問を誰にも思いつかなかった大胆な方法で解決してしまうメタファーとして使われます。

ドイツの詩人であるE・ケストナー(1899～1974)は、この逸話に関して、次のような短い警句を書きました。

—死後の名声について—

解けない結び目を剣で断ち切るのはアレクサンダーの課題であった。

さて、あの結び目を結んだ人の名は？

それは誰も知らない。

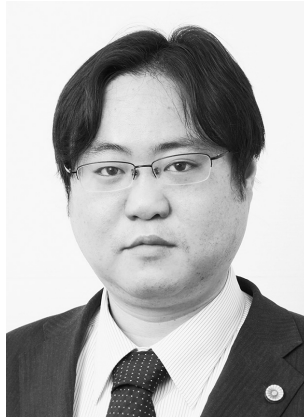
だが、たしかにそれはだれか別人だった。

裁判・司法の領域でも、過去の複雑で困難な事実問題に直面したとき、マニュアル的な「わかりやすさ」のみを重視し、物事を極端に単純化し、背景的な事実関係を大きく捨象したうえで（ときに事実を曲げて）一刀両断する判断者があらわれることがあります。そのような判断者の言説は、あたかも物事をすっきりさせたかのような感覚を伴うことがあります。しかし、その方法では必ずしも問題の核心に迫ることはできないように感じます。ケンブリッジ大学の歴史学者E・H・カーは「歴史は、現在と過去の対話である。」と言いましたが、かつてその複雑な結び目を結んだ人の意図や動機を考え、その方法をも検証するなかで、みえてくるものがあるように思います。複雑な問題は複雑な問題として一旦は受けとめる必要があり、端からマニュアル的处理に頼って、複雑な結び目をじっくりと解きほぐすことを放棄して一刀両断したその先に、本当に、問題の本質に根ざした公正な解決をみることができると、安直な始末に飛びつく前によく検討する必要があるように感じることがあります。

弁護士 上原公太

自由法曹団東京支部 事務局長の

お仕事



弁護士 横山 雅

に東京支部の事務局会議

自分でも驚くくらいや

の運営、16日に他団体と

の会議、20日に文京シビ

ックセンターで行われた

憲法改悪に反対する全国

署名の決起集会の運営、

25日に東京支部の常任幹

事に参加といった活動

内容でした。

自分でも驚くくらいや

の運営、16日に他団体と

の会議、20日に文京シビ

ックセンターで行われた

憲法改悪に反対する全国

署名の決起集会の運営、

25日に東京支部の常任幹

事に参加といった活動

内容でした。

自分でも驚くくらいや

の運営、16日に他団体と

の会議、20日に文京シビ

ックセンターで行われた

憲法改悪に反対する全国

署名の決起集会の運営、

25日に東京支部の常任幹

事に参加といった活動

内容でした。

自分でも驚くくらいや

の運営、16日に他団体と

の会議、20日に文京シビ

ックセンターで行われた

憲法改悪に反対する全国

署名の決起集会の運営、

25日に東京支部の常任幹

事に参加といった活動

内容でした。

自分でも驚くくらいや

の運営、16日に他団体と

の会議、20日に文京シビ

ックセンターで行われた

憲法改悪に反対する全国

署名の決起集会の運営、

25日に東京支部の常任幹

事に参加といった活動

内容でした。

自分でも驚くくらいや

の運営、16日に他団体と

の会議、20日に文京シビ

ックセンターで行われた

憲法改悪に反対する全国

署名の決起集会の運営、

25日に東京支部の常任幹

事に参加といった活動

内容でした。

自分でも驚くくらいや

の運営、16日に他団体と

の会議、20日に文京シビ

ックセンターで行われた

憲法改悪に反対する全国

署名の決起集会の運営、

25日に東京支部の常任幹

事に参加といった活動

内容でした。

自分でも驚くくらいや

の運営、16日に他団体と

の会議、20日に文京シビ

ックセンターで行われた

憲法改悪に反対する全国

署名の決起集会の運営、

25日に東京支部の常任幹

事に参加といった活動

内容でした。

自分でも驚くくらいや

の運営、16日に他団体と

の会議、20日に文京シビ

ックセンターで行われた

憲法改悪に反対する全国

署名の決起集会の運営、

25日に東京支部の常任幹

事に参加といった活動

内容でした。

自分でも驚くくらいや

の運営、16日に他団体と

の会議、20日に文京シビ

ックセンターで行われた

憲法改悪に反対する全国

署名の決起集会の運営、

25日に東京支部の常任幹

事に参加といった活動

内容でした。

自分でも驚くくらいや

の運営、16日に他団体と

の会議、20日に文京シビ

ックセンターで行われた

憲法改悪に反対する全国

署名の決起集会の運営、

25日に東京支部の常任幹

事に参加といった活動

内容でした。

自分でも驚くくらいや

の運営、16日に他団体と

の会議、20日に文京シビ

ックセンターで行われた

憲法改悪に反対する全国

署名の決起集会の運営、

25日に東京支部の常任幹

事に参加といった活動

内容でした。

自分でも驚くくらいや

の運営、16日に他団体と

の会議、20日に文京シビ

ックセンターで行われた

憲法改悪に反対する全国

署名の決起集会の運営、

25日に東京支部の常任幹

事に参加といった活動

内容でした。

自分でも驚くくらいや

の運営、16日に他団体と

の会議、20日に文京シビ

ックセンターで行われた

憲法改悪に反対する全国

署名の決起集会の運営、

25日に東京支部の常任幹

事に参加といった活動

内容でした。

自分でも驚くくらいや

の運営、16日に他団体と

の会議、20日に文京シビ

ックセンターで行われた

憲法改悪に反対する全国

署名の決起集会の運営、

25日に東京支部の常任幹

事に参加といった活動

内容でした。

自分でも驚くくらいや

の運営、16日に他団体と

の会議、20日に文京シビ

ックセンターで行われた

憲法改悪に反対する全国

署名の決起集会の運営、

25日に東京支部の常任幹

事に参加といった活動

内容でした。

自分でも驚くくらいや

の運営、16日に他団体と

の会議、20日に文京シビ

ックセンターで行われた

憲法改悪に反対する全国

署名の決起集会の運営、

25日に東京支部の常任幹

事に参加といった活動

内容でした。

自分でも驚くくらいや

の運営、16日に他団体と

の会議、20日に文京シビ

ックセンターで行われた

憲法改悪に反対する全国

署名の決起集会の運営、

25日に東京支部の常任幹

事に参加といった活動

内容でした。

自分でも驚くくらいや

の運営、16日に他団体と

の会議、20日に文京シビ

ックセンターで行われた

憲法改悪に反対する全国

署名の決起集会の運営、

25日に東京支部の常任幹

事に参加といった活動

内容でした。

自分でも驚くくらいや

の運営、16日に他団体と

の会議、20日に文京シビ

ックセンターで行われた

憲法改悪に反対する全国

署名の決起集会の運営、

25日に東京支部の常任幹

事に参加といった活動

内容でした。

自分でも驚くくらいや

の運営、16日に他団体と

の会議、20日に文京シビ

ックセンターで行われた

憲法改悪に反対する全国

署名の決起集会の運営、

25日に東京支部の常任幹

事に参加といった活動

内容でした。

自分でも驚くくらいや

の運営、16日に他団体と

の会議、20日に文京シビ

ックセンターで行われた

憲法改悪に反対する全国

署名の決起集会の運営、

25日に東京支部の常任幹

事に参加といった活動

内容でした。

自分でも驚くくらいや

の運営、16日に他団体と

の会議、20日に文京シビ

ックセンターで行われた

憲法改悪に反対する全国

署名の決起集会の運営、

25日に東京支部の常任幹

事に参加といった活動

内容でした。

自分でも驚くくらいや

の運営、16日に他団体と

の会議、20日に文京シビ

ックセンターで行われた

憲法改悪に反対する全国

署名の決起集会の運営、

25日に東京支部の常任幹

事に参加といった活動

内容でした。

自分でも驚くくらいや

の運営、16日に他団体と

の会議、20日に文京シビ

ックセンターで行われた

憲法改悪に反対する全国

署名の決起集会の運営、

25日に東京支部の常任幹

事に参加といった活動

内容でした。

自分でも驚くくらいや

の運営、16日に他団体と

の会議、20日に文京シビ

ックセンターで行われた

憲法改悪に反対する全国

署名の決起集会の運営、

25日に東京支部の常任幹

事に参加といった活動

内容でした。

自分でも驚くくらいや

の運営、16日に他団体と

の会議、20日に文京シビ

ックセンターで行われた

憲法改悪に反対する全国

署名の決起集会の運営、

25日に東京支部の常任幹

事に参加といった活動

内容でした。

自分でも驚くくらいや

の運営、1



国際人権法という視点から見える景色

ロシアによるウクライナ侵攻の問題で、マスコミでも国際人権の問題について取り上げられるようになっていきます。国際人権法の出発点は、「人種、性、言語、宗教による差別なくすべての人」の人権尊重のための国際協力を国連の目的のひとつに掲げている「国連憲章」です。

国連総会で採択された「世界人権宣言」は国連加盟国である限り守られなければならない人権基準と理解されています。日本も入っている国際人権規約・人種差別撤廃条約などの人権条約（人権保障のための条約）があります。

今回は、国際法・国際人権法を専門とされる青山学院大学の申恵丰先生をお招きし、改めて世界における国際人権の役割や日本における意義についてお聞きしました。



弁護士
瀬川 宏貴
せがわ ひろき

日本の憲法を豊かにしてくれる国際人権法

泉澤 申先生は30年以上国際人権法の分野に関わっていらっしゃるというのですが、日本の差別・人権問題について国際人権法の考え方を取り入れることは増えたと印象でしょうか。

申 はい。もちろん日本にはしっかりと憲法があつて、人権問題を解決するには憲法の人権規定で十分だと考えている

人はいくつかあります。国際人権法の分野に関わっていらっしゃる方の中には、国際人権法の考え方を取り入れることは増えたと印象でしょうか。

申 はい。もちろん日本にはしっかりと憲法があつて、人権問題を解決するには憲法の人権規定で十分だと考えている



申恵丰 (しん へぼん) さん

青山学院大学法学部学部長、ヒューマンライツ学科教授。専門は、国際法、国際人権法。著書に、「国際人権法―国際基準のダイナミズムと国内法との協調」「国際人権入門―現場から考える」「友だちを助けるための国際人権法入門」など多数。

国際人権法という普遍的なモノサシを味方に みなが共に生きる社会を築く

状況があります。その国際人権法の考え方を当てはめてみると全然違つた景色が見えるわけです。

瀬川 日本の憲法と国際人権法とのようにつながっているように感じます。

申 一番基本的なことは、日本は決して国際人権法を押し付けられたわけではなく、条約の趣旨や目的に賛同して国内法と整いつつあると判断したからその批准や加入を拒否してはいないという点です。それならば、憲法の人権規定を解釈・適用するときに国際人権法の考え方を参照することは当然だと思います。

瀬川 具体的には、どのよう

状況があります。その国際人権法の考え方を当てはめてみると全然違つた景色が見えるわけです。

瀬川 日本の憲法と国際人権法とのようにつながっているように感じます。

申 一番基本的なことは、日本は決して国際人権法を押し付けられたわけではなく、条約の趣旨や目的に賛同して国内法と整いつつあると判断したからその批准や加入を拒否してはいないという点です。それならば、憲法の人権規定を解釈・適用するときに国際人権法の考え方を参照することは当然だと思います。

瀬川 具体的には、どのよう

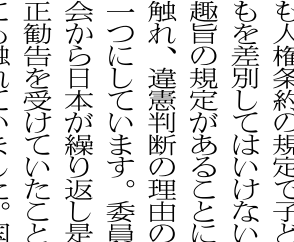


弁護士
泉澤 章
いずみさわ あきら

憲法の先をみる 国際人権法の考え方

泉澤 油原さんが取り組んでいる同性婚訴訟のようについて、当時の憲法の条文だけでは計り知れないものがある。国際人権法の中でも、国際人権規約が普遍化してきていることが背景にある。それは、国際人権規約が普遍化してきていることが背景にある。それは、国際人権規約が普遍化してきていることが背景にある。

油原 法律上・戸籍上の同性婚の分野だと、婚姻の自由について定める憲法24条1項の「両性の合意にのみ基づく」という文言がネックになっている。性的マイノリティに対する差別的扱いが、見がたく、さらに結婚は男女であるという固定観念のもと、法律上の同性間の婚姻は現行法の制定時には想定もされなかった。



弁護士
泉澤 章
いずみさわ あきら

日本の司法判断への影響

泉澤 他に注目できる判決があります。最近、最高裁の判決で良い方向に変わる兆しを感じているのは、人権条約の委員会から日本に送られてきた勧告書に対する総括意見で出されている勧告を考慮するよう勧告が出てきていることです。

最高裁大法官の国籍法違憲判決や戦後子相続分差別違憲決定は、どちらにも人権条約の規定で支えられている。それは、人権条約の規定で支えられている。それは、人権条約の規定で支えられている。

泉澤 いわゆる人道的介入とか。武力で介入して成功したことは、過去にはほとんどない。散々破壊して終わるだけで、民主化もままならない。今のイラクみたいに悲惨な状況になつてしまつてしまふ。

国内で人権を基盤とした法の支配があることが法的に大事だと思つています。やはり人権を守ることが、平和につながるかなと。

平和の基盤となる 法の支配と人権

泉澤 今回のロシアのウクライナに送り続ける侵略は明らかで、国連憲章に反する。国際法違反です。武力行使の中でも最も深刻な「侵略」に当たるとは明々白々だと思つています。

申 ロシアの状況は、国内で人権をめぐって、人権の被害が拡大するといった状況になっている。これは望ましくないことだと思つています。



ヨーロッパ人権裁判所

弁護士に期待されること、 国際人権法を新たな武器に

泉澤 国際人権法の研究として、申先生が弁護士、法律事務家に望むことはありますか。

申 国際人権法にとって、弁護士が実務家の方の存在は、とても大きい。今、国際人権法を学んで活用して、弁護士さんたちが、最前線で戦っている。裁判の戦いや武器が、一気に増えるのだと気がおかした。本日、貴重なお話し、ありがとうございます。



弁護士
油原 麻帆
ゆはら まほ

申 ロシアの状況は、国内で人権をめぐって、人権の被害が拡大するといった状況になっている。これは望ましくないことだと思つています。

油原 今日のお話を聞いて、国際人権法を学んで活用して、弁護士さんたちが、最前線で戦っている。裁判の戦いや武器が、一気に増えるのだと気がおかした。本日、貴重なお話し、ありがとうございます。

私たちのたたかいは終わらない！ 生業訴訟最高裁判決



不当判決に怒りをあらわにする馬奈木弁護士（最高裁判所正門前）

6月17日、最高裁は、「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟（生業訴訟）、群馬訴訟、千葉訴訟、愛媛訴訟の4訴に対する国の法的責任はないとする判決を言い渡しました。裁判官全員一致ではなく3対1と意見が分かれた判決でした。多数意見は、対策を命じて、浸水避けられなかったらどうから、責任はないというものでした。事故前に予見できたか、信頼できる警告があったかといった最大の争点を通じた内容の薄い判決となっています。また、事故前の運用を検証せず、所与のものとして、その運用から想定される対策を仮定し（1つの仮定）、その対策で事故を回避できないと

はなされず、被害を防ぐことができなかったも、責任は免れるという話になってしまします。普段からハードルを下げておけば、何か起きて責任は私たちが求めている事故前の運用が法令に照らして適切だったのかという点には何らの検討も加えず、無条件に前提としてしまっています。こうした考え方が許されれば、運用のチェック

危ないと感じるべき瞬間があったのでは？危ないと感じなければならぬ警告があったのでは？危ないと感じたならば対策を取らなければならぬ、取っていただけたら事故を回避できたのでは？こうした検討を積み重ねて、これまでの各地の裁判は国の責任の有無を判断してきました。今回の判決は、各地の裁判の営為に対する敬意を全く払っておらず、何より原告の求めたものに真正面から向き合うことをしな

ます。この想いを受け止める必要があります。今回、3対1の判決となりましたが、この1がなかったことは貴重な成果です。今後、この1を多数意見にすることが、当面の課題となります。その際、強調しておきたいのは、今回の判決は国の主張を認めて、国に責任がないと判断したわけではないということです。最高裁判決が出されたことで、ボールは社会に投げ返されました。被害は防げない、国も東電も責任はない、それでも原発を続けませんか？そうあつてはならないと、反対意見の内容を「社会通念」にしなければなりません。私たちのたたかいは続きます。弁護士 馬奈木 聡太郎

東京弁護士会副会長に就任しました



改めて「弁護士」「弁護士会」の活動の広がりを感じました。私は、現在、法律相談センターや紛争解決センター（ADR）、消費者や外国人の委員会などを担当しておりますが、本



当選証書を授与される加納弁護士

ニューフェイス

社会に貢献したい



はじめまして。今年の5月から東京合同法律事務所に入所しました弁護士 原尻 紘明。務所に在籍してからは、依

アスベスト給付金制度施行と 建材メーカーに対する新訴訟提訴

1 建設アスベスト給付金制度が施行されました。

2021年5月17日、最高裁判所は、建設工事従事者の深刻なアスベスト被害を上げた国の責任を認める判決を言い渡し

2 全面的な被害救済

具体的には、特定の期間、アスベストにさらさ

右往左往

にはなりません。

そこで、今年6月7日、新たに建材メーカーの責任を追及する訴訟を全国で提訴しました。訴訟を通じて、建材メーカーも

アスベスト被害の全面救済のために、私も弁護団の一員として力を尽くします。一人でも多くの方に関心を持って

ただけだと思えます。弁護士 山崎 大志



当事務所は、日曜・祝日を除き毎日法律相談を実施しております。即日対応も可能です。

「毎日」法律相談

【相談時間】
平日 午前10時、11時、12時の3コマ
午後4時、5時、6時の3コマ
土曜日 午前10時、11時、12時の3コマ
午後1時、2時、3時の3コマ

【相談料】
30分ごとに5500円（消費税込み）
ご予約はこちらまで
お電話ください
03-3586-3651